有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第102598号	混合加里肥料	メイトーホウ素入り加里粉末肥料１号	名東化学株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目13番19号
生第102602号	化成肥料	PKマグ１号	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第102603号	化成肥料	ゴールデンPKマグ	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第102616号	配合肥料	鈴鈴特号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
生第102618号	液体微量要素複合肥料	タマカカルアップ４号	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第102627号	化成肥料	くみあいマザー化成208	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第102641号	混合微量要素肥料	SMIX３号	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目３番５号
輸第102595号	化成肥料	SAKAIDAP C	堺商事株式会社	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目４番11号
輸第102617号	尿素	尿素(固結防止材入り)	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町新牟田521番地
輸第102620号	ひまし油かす及びその粉末	みらいヒマシ１号	みらいアグリ株式会社	福岡県福岡市中央区今三二丁目７番52－305号
輸第102623号	化成肥料	悟空１号	三通国際商事株式会社	東京都江戸川区一之江七丁目35番22号
輸第102624号	塩化加里	塩化カリウム60	有限会社トップシーン	福岡県行橋市南大橋六丁目５番６号
輸第102626号	硫酸アンモニア	21硫安	アグリコマース株式会社	佐賀県神埼市神埼町尾崎3861番地１
輸第102630号	化成肥料	化成肥料８－８－８	明京商事株式会社	東京都千代田区神田錦町二丁目９番地
輸第102631号	化成肥料	化成肥料８－８－８	有限会社興農社	東京都千代田区神田錦町二丁目９番地
輸第102633号	化成肥料	有機入り化成８－20－14－５S	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第102634号	化成肥料	有機入り化成10－20－10－５－0.6－0.3S	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第102635号	化成肥料	有機入り化成11－21－９－４－0.3S	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第102639号	配合肥料	くみあいバラAR－B	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第102640号	配合肥料	くみあいバラAR－C	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

国土交通大臣　石井　啓一

道路の区域	路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
山田四日市市伊坂町七番地から同市北山町字中ノ一番地まで	近畿自動車道名古屋神戸線	三重県四日市市伊坂町字牛谷一三一五番一二から同市北山町字中ノ一番地まで	前	最大 小大	三二メートル 三四メートル
			後	最大 小大	三、一八〇メートル 二、八〇メートル
桑名市大字志知字萩原三八〇四番一から同市大字志知字西山一番六まで			前	最大 小大	一、四八七メートル 一、三六〇メートル
			後	最大 小大	二、〇一二メートル 一、八一二メートル
弁三重県東員町大字中上字塚之本一九三九番から同県東員町大字中上字塚之本一九三九番まで			前	最大 小大	三六、八一二メートル 七三、二一二メートル
			後	最大 小大	二、〇一二メートル 一、八一二メートル

○関東地方整備局告示第二百六十五号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局国営アルプスあづみの公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

関東地方整備局長　大西　亘

一　公園の名称　国営アルプスあづみの公園

二　兼用工作物の位置　長野県安曇野市穂高牧、堀金烏川

三　管理者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　安曇野市長

住所　長野県安曇野市豊科四九三二の四六

四　管理者が行う兼用工作物の管理の内容

兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧

五　管理の期間

平成二十八年七月四日から道路の存続する日まで

○中部地方整備局告示第九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

別表の二の項業務区域欄中「愛知県全域並びに岐阜県、静岡県及び三重県の都市計画区域」を「愛知県及び三重県全域並びに岐阜県及び静岡県の都市計画区域」に改め、同項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に「八　三重県四日市市鵜の森一丁目三番十五号」を追加する。